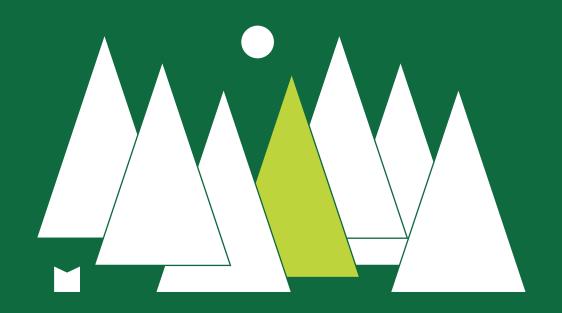
Green Plan Chapter 4

第4章 緑の保全・創造・育成計画



第4章 緑の保全・創造・育成計画

1. 自然・景観の保全・育成計画

ふるさどの貴重な自然や風景を守り、次代に伝えていきます

基本的な考え方

本市西部の山岳森林地域は、南アルプスやその前衛の山々が連なり、貴重な動植物が生息するなど 豊かな自然環境となっています。東部の扇状地に形成された市街地や集落地周辺では、広く分布する 樹園や水田などの農地と、里山や農村景観が本市の大地の構造をきわだたせています。また、棚田な どの歴史文化的な景観、御勅使川や滝沢川などの水辺と清流、集落地内の鎮守の森や雑木林、屋敷林 などの身近な自然・緑地資源が数多く分布しており、この豊かな環境は、動物、野鳥、水生生物、昆 虫などの野生の動植物の生息・生育地となっています。

これらの自然資源や緑は、郷土の景観を形成し、市民の心のよりどころとなっているなど、長い歴 史の中で育まれ、継承されてきた「ふるさとの貴重な財産」といえます。

しかしながら、市街地や集落地周辺では、近年の急速な都市化の進行で、緑は減少しています。

そのため、樹林地や農地など緑地資源の大部分は民有地であることを踏まえ、土地所有者の理解と協力を得ながら、多様な緑地保全策を講じるとともに、市民参加による適切な保全と維持管理を進め、先人が残してくれたふるさとの貴重な自然・緑地資源の保全に努めます。

主な施策

- (1)南アルプスの貴重な自然遺産を守る
- ●南アルプス山域の世界自然遺産登録に向けた取り組み
- ●自然記念物の保全
- ●貴重な動植物の保全
- (2)森林資源の保全と活用を 図る
- ●保安林の指定継続
- ●森林資源の適正な管理
- ●森林のレクリエーション活用の推進
- (3)農の緑を守る
- ●優良農地の計画的な保全
- ●休耕地の有効活用
- (4)特色ある里山·農村景観を 守る
- ●美しい里山・農村・樹園景観の維持向上
- ●良好な眺望景観の保全と活用
- ●「緑地保全地域」の指定検討
- ●「景観法」を活用した緑の景観の保全
- (5)水辺の環境と緑を守る
- ●清流の回復
- ●水辺の緑と生態系の保全
- (6)大切にしたい身近な緑を守る
- ●身近な森(雑木林)の保全と活用
- ●保存樹・保存樹林の指定検討
- (7)重要な遺産である歴史·文 化的景観を守る
- ●緑の文化財の保全と活用
- ●歴史文化的景観の保全と活用
- ●文化的景観制度の活用
- (8)生き物の生息環境を守る
- ●動植物の生息環境の維持・保全
- ●自然生態系に配慮した施設整備や農業の促進

(1)南アルプスの貴重な自然遺産を守る

① 南アルプス山域の世界自然遺産登録に向けた取り組み

夜叉神峠以西の山岳地域は、「南アルプス国立公園(特別地域)」に、 櫛形山や甘利山一帯は「県立南アルプス巨摩自然公園(特別地域)」に指 定されています。

我が国有数の優れた自然遺産を継承するため、区域の指定継続を図るとともに、静岡県および長野県など周辺市町村と連携して「世界自然遺産の登録」に向けた取り組みを促進します。



○南アルプスの主峰北岳

② 自然記念物の保全

櫛形山アヤメ平および裸山のアヤメ群落は、自然環境保全法に基づく自然記念物に指定されており、貴重な植物の保全を図ります。



○櫛形山裸山アヤメ群落

③ 貴重な動植物の保全

南アルプス周辺に生息する国の天然記念物(絶滅危惧種)である二ホンカモシカ、ライチョウ、イヌワシやキタダケソウなどの貴重な高山動植物については、生息環境の維持などにより、今後とも積極的な保全に努めます。

■自然公園区域と保安林





(2) 森林資源の保全と活用を図る

① 保安林の指定継続

森林は降雨を一時的に抑え、徐々に水を流すことによって下流に安定的に水を流す仕組みをもっており、水害を防ぎ、 農業用水や生活用水の供給など私たちの生活に重要な役割を果たしています。

都市計画区域以外の森林の大部分は、こうした水源涵養機能を持った保安林に指定されており、今後とも指定継続を図ります。

*保安林の指定区域は前ページ参照



○御庵沢

② 森林資源の適正な管理

広大に広がる森林地帯の一部では、 松食い虫や開発等によって荒れているところもみられます。また、夏場に 森の中に旺盛に繁殖するクズバも大きな問題となっています。

森林環境や里山の景観を守るため、 松食い虫等の害虫対策や樹種転換(ア カマツ林から落葉広葉樹林など)、ク ズバ対策など適正な管理を図ります。







○繁殖力の強いクズバ

③ 森林のレクリエーション活用の推進

本市の豊かな森林資源を活かして、森林セラピーをテーマとした市民のふれあい・憩いの場、環境学習の場として活用を図るとともに、バイオマスエネルギーなどの活用方法等についても検討を図ります。



事 例



●森林は遊びと学びの宝庫 [千葉県千葉市]



●森の中のコンサート [神奈川県相模湖町]



●炭はバイオマス エネルギー

(3)農の緑を守る

① 優良農地の計画的な保全

御勅使川扇状地一帯には、樹園地、水田、畑地などの農地が広がっており、その大部分が農用地に指定されています。特に、サクランボやモモ、スモモなどの樹園は、春にはピンク色に染まり、美しい景観をみせてくれます。

農地は、生産基盤としてだけでなく、郷土景観の重要な要素であり、生物の生息、気候の緩和、防災機能、空気をきれいにする働きなど多面的な役割をもっています。農業従事者の高齢化や後継者不足などにより農地は年々減少していますが、農業基盤の整備や農業の活性化と併せて、他計画との調整を図り、優良農地の計画的な保全に努めます。



○落合付近のスモモ畑



○南湖付近の水田地帯



○椚付近の桃畑

② 休耕地の有効活用

高齢化や後継者不足等により、休耕地が急速に増えています。平成12年度においては、本市の経営耕地面積の約7.2%を占め、今後も増加することが予想されています。休耕地については、一部「汗かき農園」や「甲西ファミリー農園」などの市民農園として利用されているケースもありますが、あまり利活用は進んでいないのが現状です。今後は、観光農園、体験農園、景観緑地(お花畑など)、クラインガルテン(滞在型市民農園)など多面的な活用方法について検討していきます。







●梅の里クラインガルテン [甲斐市]



●山中湖花の都公園 [山中湖村]

(4)特色ある里山・農村景観を守る

① 美しい里山・農村・樹園景観の維持向上

遠望する南アルプスの山々、市街地や集落地を囲む里山 と樹園、集落地の屋敷林や社寺林、田んぼや小川などが、 緑豊かな美しい農村景観を形成しています。特に、上市之 瀬地区では棚田が広がり、周辺の里山と相まって特色ある 景観を形成しています。

こうした良好な景観を構成する里山や樹園などの農地や 身近な緑の保全を図るとともに、景観に配慮した看板・標 識等の設置や建造物等の配慮、ゴミの不法投棄の防止など を図り、美しい景観の維持向上に努めます。



○里山・農村景観

② 良好な眺望景観の保全と活用

市内には、南アルプスや富士山がよく眺められる場所、市之瀬台地や飯丘山ループ 橋周辺のような甲府盆地が一望できる場所があります。

こうした良好な眺望場所については、景 観を損なわないよう配慮するとともに、眺 望広場などの活用を図ります。



〇ループ橋からの眺望

③ 「緑地保全地域」の指定検討

市街地や集落地を囲む都市計画区域周辺部の里山は、地域の景観を形成する上で重要な要素であり、自然環境上も大きな役割を果たしています。これら里山を構成する飯丘山や城山周辺、秋山川、坪川、深沢川、堰野川の上流の樹林帯について、比較的規制の緩やかな「緑地保全地域制度」の活用を検討し、保全に努めます。

④ 「景観法」を活用した緑の景観の保全

平成 16 年6月に制定された「景観法」は、緑の保全に関しても 法的な効力を発揮できるようになりました。良好な里山・農村景観 を構成する森や雑木林などについては、緑地保全策と併せて「景観 法」を活用し、保全に努めます。



○樹園地の景観

●緑地保全地域制度

(都市緑地法第5条)

里山などの都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の制限により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。(都市計画区域内、県決定)

●景観法の活用について

「景観法」では、郷土の特徴的な緑 景観については、緑地としての担保性 をより高めるために、「景観計画」の 策定や「景観地区」の指定、「景観協 定」など緑地の保全策と併せて活用し ていきます。

また、「景観法」の制定と併せた「文 化財保護法」の一部改正により、文化 的景観も保護の対象として位置づけ られ、これらを活用した景観の保全策 があります。

(5) 水辺の環境と緑を守る

① 清流の回復

御勅使川、滝沢川、秋山川、坪川をはじめ、市内の河川や用水路については、ごみの不法投棄の防止、下水道の整備促進、合併浄化槽の普及による水質の向上、ボランティアなどの市民参加による清流の維持活動の促進などにより、清流の回復に努めます。

また、市内に分布する清流の源である湧水地についても保全を図ります。







〇元滝

② 水辺の緑と生態系の保全

伊奈ヶ湖周辺のモミジなどの広葉樹林、秋山川周辺の クヌギ林、滝沢川の桜や広葉樹の並木、徳島堰の桜並木 など、景観的にも美しいこれらの特色ある水辺の緑の保 全を図ります。

また、ホタルやイワナ、ヤマメなどの生息が確認されている河川については、生息域の維持・保全に努めます。



○伊奈ヶ湖周辺

(6) 大切にしたい身近な緑を守る

(① 身近な森(雑木林)の保全と活用

市街地や集落地周辺には、樹林地、屋敷林、社寺林、 学校林(櫛形西小、芦安中および芦安小など)、まとまっ た雑木林が多く分布しています。これらの身近な森は、 地域の景観や自然環境を維持する上で重要な役割を果た しており、各種保全策を講じ保全に努めるとともに、後 述する「市民緑地制度」などを活用し、子どもたちの環 境学習の場や市民の憩いの場としての利用を検討します。

*「市民緑地制度」については53ページを参照



○森林科学館での野外活動

② 保存樹・保存樹林の指定検討

市街地や集落地内には、文化財の指定はされてはいませんが、地域のシンボルとなっているような大木や古木、社寺林などの樹林がみられます。

良好な樹木・樹林の選定と土地所有者の理解と協力を得ながら「保存樹・保存樹林制度」を活用した保全策について検討を図ります。



○大城寺のケヤキ (市指定文化財)



○白根町のカエデの巨樹 (県指定文化財)

(7) 重要な遺産である歴史・文化的景観を守る

① 緑の文化財の保全と活用

市内には、三恵の大ケヤキ、古長禅寺のビャクシンなどの天然記念物をはじめ、国指定の御勅使川旧堤防や城跡、古墳などの史跡、名勝としての懸腰山(本清寺)、古墳等の埋蔵文化財など、緑に関する文化財が数多く分布しています。これらの歴史に関わる緑については、今後とも保全を図るとともに、公園利用や歴史の散歩道などへの活用を図ります。

また、旧御影教習所土手の松林について史跡指定 を検討するとともに、市内の優れた樹林や樹木、貴 重な植物の群生地については、新たに天然記念物の 指定に向けて検討します。





○古長禅寺のビャクシン

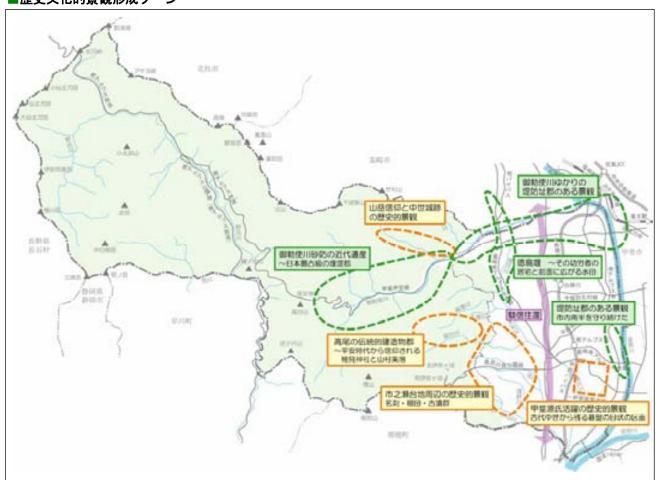
○椿城跡

② 歴史文化的景観の保全と活用

市内には、御勅使川砂防の近代化遺産(日本で最古級の堰堤群と景観)、市之瀬台地周辺(名刹、棚田、 古墳群)、高尾の伝統的建造物群(平安時代から信仰される穂見神社と山村集落)、須沢城址(山岳信仰と 中世城跡の歴史的景観)、徳島堰など特色ある歴史文化的景観ゾーンがあります。

これらの歴史文化遺産については、「景観法」の活用により、歴史文化資源の保全や顕在化に努めます。

■歴史文化的景観形成ゾーン



③ 文化的景観制度の活用

「景観法」の制定と併せた「文化財保護法」の一部改正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など、人と自然の関わりの中で創り上げられた景観(「文化的景観」と呼ぶ)も保護の対象として位置付けられました。

市内では、市之瀬台地に広がる棚田や御勅使川の堤防などが文化的景観制度の候補地として挙げられます。

こうした郷土の誇りとなる美しい景観については、「景観 法」活用だけでなく、「文化的景観制度」の活用を検討します。



○市之瀬台地棚田の芽吹きの頃



○初夏の市之瀬台地の棚田



○御勅使川砂防



○御勅使川石積出し



○釜無川、御勅使川治水構想図

(8) 生き物の生息環境を守る

① 動植物の生息環境の維持・保全

南アルプス一帯は、貴重な動植物が多く確認されていますが、市街地・集落地周辺でも、里山や水辺、雑木林、樹園や水田等の農地などに、ヒバリやキジなどの鳥類、タヌキやリスなどの獣類、ホタルやカワラバッタなどの昆虫類、トノサマガエルなどの両生類、ウグイやオイカワなどの魚類など、多種多様な動植物が生息しています。近年、都市化が進み、森林の伐採、河川の汚濁、農薬の使用、外来種の増加などにより、動植物の生息・生育条件への影響が懸念されています。

貴重な動植物の生息地については、調査の充実、監視の強化、必要な保全措置の検討、市民や観光客に対する啓発、市民参加による生息環境の保全活動などを促進していきます。



〇二ホンカモシカ



○ウグイ

② 自然生態系に配慮した施設整備や農業の促進

道路や河川・水路、公園等の施設整備にあたっては、 管理者との協議を図りながら、多自然型工法と呼ばれる 自然や生態系に配慮した整備を促進します。また、農業 においても低農薬化、家畜廃棄物対策、農業廃棄物のリ サイクルなどの環境保全型農業の促進に努めます。

●多自然型工法:

自然や生態系に配慮した工法で、道路ではけも のみちの確保や自然型擁壁の設置、河川・水路で は、魚道の確保、多自然型護岸、ワンドの設置、 緑化では実のなる木など生き物の生息に配慮し た緑化などが行われています。



事例



▶ホタルの生息環境づくり・一の坂川の改修整備[山口県山口市]



小動物の居住環境となる石垣(空石積)

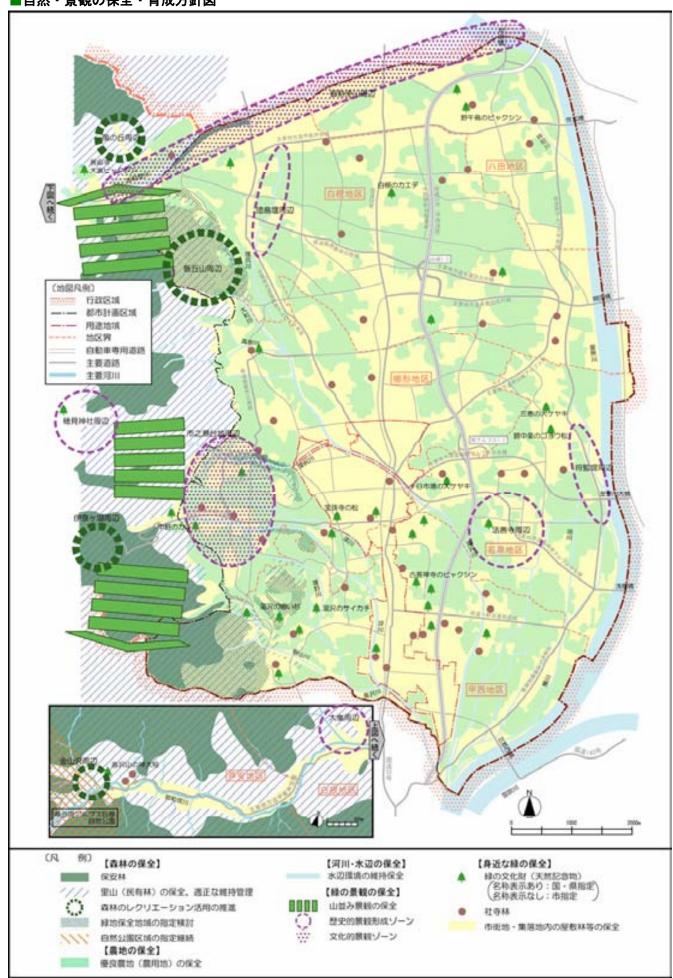


●石積みに柳を植え付けた柳枝工護岸 ・矢作川の護岸 [愛知県岡崎市]



●谷戸地形の自然を保全・活用した公園 ・トンボ自然公園 [高知県中村市]

■自然・景観の保全・育成方針図



2. 公園 - 緑地整備計画

安心・快適な暮らしを支える緑の基盤を創ります

基本的な考え方

公園や緑地は、市民のやすらぎと憩いの場、スポーツ・レクリエーション・コミュニティ活動の場、 災害時の避難場所、まちなみ風景の創出など、様々な役割を果たしています。

本市の都市公園は、平成 17 年度末現在、14 カ所、面積 62.9ha で、市民一人あたり 8.7 ㎡ (都市計画区域 8.9 ㎡) とやや不足していますが、都市公園以外の小公園や広場が市域全体で 154 カ所、面積約 24.3ha もあり、身近な公園や広場は充実しています。

そのため、今後は、既存の大規模公園の拡充や身近な小公園や広場の充実・有効活用を中心的に進めるとともに、必要に応じて新たな公園・緑地整備やまちかど広場の設置、雑木林を活用した市民の森の設置、市民農園の普及など、市民ニーズに応じた多様なオープンスペースづくりを進めます。

また、公園・緑地等の整備にあたっては、市民参加による公園づくりを積極的に進めるとともに、防災・防犯や高齢者などに配慮した人にやさしい公園整備を図っていきます。

そのほか、釜無川サイクリングロードの充実や主要な緑、歴史資源などを結ぶ「ふるさと散歩道」 など、市内を回遊する水と緑のネットワークづくりを進めます。

主な施策

- (1)身近な公園・緑地を創る
- ●街区公園・近隣公園の整備
- ●既設の農村公園や児童遊園の充実、有効活用の促進
- ●ポケットパークやまちかど広場の設置
- ●雑木林等の緑地利用の促進(市民緑地制度の活用)
- (2)顔となる緑の拠点を創る
- ●都市・地域のシンボルとなる既存公園の拡充・整備
- ●水辺拠点の充実・整備
- ●自然とのふれあい拠点の拡充・整備
- ●史跡公園の検討
- (3)安全・安心に利用できる公園・緑地を創る
- ●防災に配慮した公園・緑地づくり
- ●誰もが使いやすい公園・緑地づくり
- ●防犯に配慮した公園・緑地づくり
- (4)緑のつながりを削る
- ●シンボルとなる緑の軸の形成

(緑のシンボル軸、水辺レクリエーション軸、里山ふるさと軸)

- (仮称) ふるさと歴史散歩道の整備
- ●サイクリングロードの整備
- (5)市民参加による公園づくり や維持管理を進める
 - | ●ワークショップによる市民参加の公園づくり
 - ●市民参加による公園・緑地の維持管理の推進

(1)身近な公園・緑地を創る

① 街区公園・近隣公園の整備

市内では、市民の身近な公園として、櫛形地区および白根地区の市街地周辺に街区公園が5カ所、近隣公園が1カ所整備されています。今後は、不足している地区について適正な公園の配置・整備を検討していきます。



○今諏訪ふれあい公園

② 既設の農村公園や児童遊園の充実、有効活用の促進

市内には、都市公園以外の農村公園が17カ所、ちびっ子広場などの児童遊園地が137カ所設置されており、身近な広場は比較的充実していますが、施設が老朽化していたり、あまり利用されていないところも多くみられます。

今後は、必要に応じて施設の改善・充実を図るとと もに、住民参加による利用促進や維持管理の促進を図 ります。



○椚子供遊園地

③ ポケットパークやまちかど広場の設置

公園や児童遊園地以外に、まちや地域の 目印となる主要な交差点や辻、道路や河川 沿いなどに、整備後の残地などを活用して、 ポケットパークやまちかど広場の設置を促 進します。



○櫛形パークアベニュー



○仲町ふれあい広場

④ 雑木林等の緑地利用の促進(市民緑地制度の活用)

市街地や集落地に分布するまとまった樹林地については、「市民緑地制度」等を活用し、土地所有者の理解と協力を得ながら、子どもたちの環境学習の場や市民の憩いの場としての利用を検討します。

●市民緑地制度:

土地所有者の申し出により、市が一定期間借地契約を締結し、市が土地の管理と必要な整備を行い市民利用に緑地として公開する制度で、都市計画区域内の面積300㎡以上の土地が対象となります。



事例



●第1号市民の森 [埼玉県鶴ヶ島市]



●屋敷林市民緑地 [東京都世田谷区]



(2) 顔となる緑の拠点を創る

① 都市・地域のシンボルとなる既存公園の拡充・整備

各地区1カ所ずつ整備することを目標に、現在、事業中の 櫛形総合公園、秋山川すももの郷公園の事業推進を図るとと もに、滝沢川公園、白根中央公園、遊・湯ふれあい公園、御 勅使南公園についても拡充を検討します。

また、八田地区では、歴史文化・防災機能をもつ公園整備を検討します。



○櫛形総合公園



〇白根中央公園



○遊・湯ふれあい公園



○御勅使南公園

② 水辺拠点の充実・整備

水辺のレクリエーション拠点として、御勅使南公園、滝沢川公園、秋山川すももの郷公園、坪川公園など、既存公園の親水空間の充実を図るとともに、新たな水辺拠点として、現在事業中の御勅使川福祉公園やふじ桜公園、(仮称)高室川河川公園の整備促進を図ります。



○御勅使南公園



○秋山川すももの郷公園



○坪川公園



〇滝沢川 (河川公園)

③ 自然とのふれあい拠点の拡充・整備

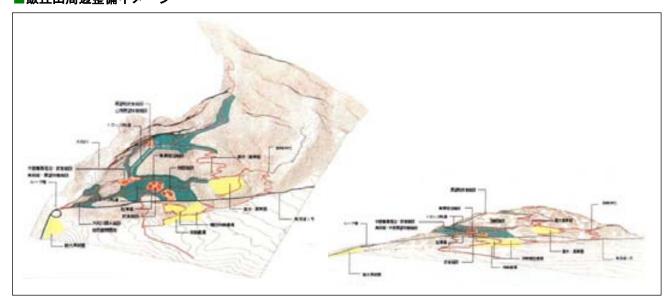
伊奈ヶ湖および櫛形山県民の森周辺、金山沢温泉周辺、風の丘周辺、飯丘山周辺を自然レクリエーション拠点として位置づけ、自然環境の保全と併せて自然に配慮したレクリエーション、学習機能などの整備充実を図ります。

特に、飯丘山周辺については、身近な自然との ふれあいの場、観光レクリエーションの場として 新たに整備を検討します。



○風の丘しらね ○伊奈ヶ湖周辺(菖蒲池付近)

■飯丘山周辺整備イメージ



④ 史跡公園の検討

史跡公園としては、上今諏訪地区の「おつき穴公園」、あやめが丘地区の六科丘「あやめが丘古墳公園」がありますが、市内には、これ以外にも全国でもめずらしい遺跡として国の指定史跡となっている白根地区の「石積出し・将棋頭」や峡西地域唯一の前方後円墳として県の指定史跡になっている下市之瀬地区の物見塚古墳、白根飯野地区の戦争遺跡「ロタコ」を構成する「掩体壕」、松林のある旧御影教習所土手など、特色ある歴史資源が数多く残されています。

こうした貴重な史跡については、後世に伝えていくため積極的に公園化を検討します。







○将棋頭 ○物見塚古墳 ○おつき穴公園

(3)安全・安心に利用できる公園・緑地を創る

① 防災に配慮した公園・緑地づくり

公園や緑地は、地震や水害などの災害時の一時集合場所や避難場所、火災時の延焼防止など、防災機能を担っています。

規模の大きい公園については、避難・救援・救助活動に資する広場の設置など防災拠点としての機能の充実を図ります。また、身近な公園については、一時集合場所または地域単位の防災活動の場として救援・救助、生活支援のための資機材を収納する防災倉庫設置の促進など、防災に配慮した公園づくりを進めます。

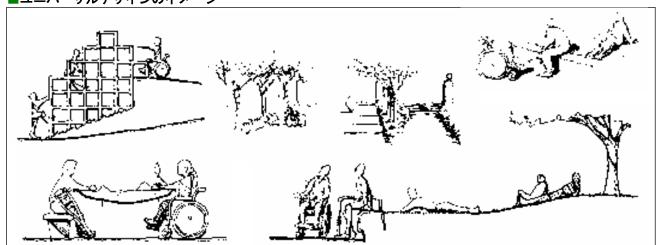
② 誰もが使いやすい公園・緑地づくり

既存公園の施設の改善や新たな公園整備にあたっては、高齢者や障害者、幼児など、誰もが安心・快適に利用できるよう、段差の解消、トイレ、ベンチ、水飲み場など施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

●ユニバーサルデザイン:

高齢者、障害者、健常者などの区別なく、 誰もが利用しやすいようなデザインを行う こと。

■ユニバーサルデザインのイメージ



③ 防犯に配慮した公園・緑地づくり

公園が犯罪の場になっているケースが多くみられます。そのため、見通しのよい樹木の配置、適切な照 明灯の設置など、防犯に配慮した公園づくりを進めます。



事



●見通しが良く開放的な公園入口 [埼玉県坂戸市]



●透過性のよい外周フェンス [埼玉県坂戸市]

(4)緑のつながりを創る

① シンボルとなる緑の軸の形成

本市のシンボルとなる緑の軸として次の3つの軸を位置付け、緑のネットワークの骨格を形成します。

●緑のシンボル軸

アルプス通り〜道の駅しらね〜飯丘山周辺〜風の丘周辺〜御勅使川〜芦安地区〜南アルプスを結ぶ軸で、本市の観光・交流の軸、シンボル的な緑の軸として、多様な緑の拠点とこれらを結ぶ道路の緑化、歩行者ルート等の整備を図ります。

●水辺レクリエーション軸

釜無川、御勅使川、滝沢川、秋山川など、主要な河川を中心とした水辺レクリエーションの軸で、水辺拠点の整備と併せて、河川緑化や歩行者・自転車道の整備等を図り、本市のシンボルとなる水辺の軸として形成を図ります。

●里山ふるさと軸

飯丘山周辺〜市之瀬台地を結ぶ広域農道を中心とした里山田園集落ゾーンの交流軸で、多様な緑の拠点の整備と併せて、特色ある道路緑化や歩行者ルートの整備を図り、本市のシンボルとなる里の軸として形成を図ります。

② (仮称)ふるさと歴史散歩道の整備

主要な史跡や社寺等の歴史資源をはじめ、自然との ふれあい拠点、主要な公園や水辺拠点、桜の名所など を回遊できるよう、既存道路を活かしたサイン等の整 備により「(仮称) ふるさと歴史散歩道」の整備を図 ります。



③ サイクリングロードの整備

既設の釜無川サイクリングロードの連続性 の確保や舗装等の改善を図るとともに、御勅 使川沿いのサイクリングロードについても整 備の検討を進めます。



〇サイクリングロード(釜無川)

(5) 市民参加による公園づくりや維持管理を進める

① ワークショップによる市民参加の公園づくり

新たな公園緑地の整備にあたっては、ワークショップなどの市民参加を進め、市民の意見を反映した公園づくりを推進します。



事例



●公園づくりのワークショップイメージ ・松尾台公園 [兵庫県猪名川町]





② 市民参加による公園・緑地の維持管理の推進

本市では、花と緑の推進事業の他、自治会、ボランティア団体、企業などによる道路の花植えや管理等の活動が行われています。

今後は、対象を広げ、公園・緑地についても、市民等による清掃活動や下草刈り、樹木・草花等の管理、ごみの不法投棄対策などに向けて、制度の拡充や見直しを検討していきます。



○市民の緑化活動



事 例



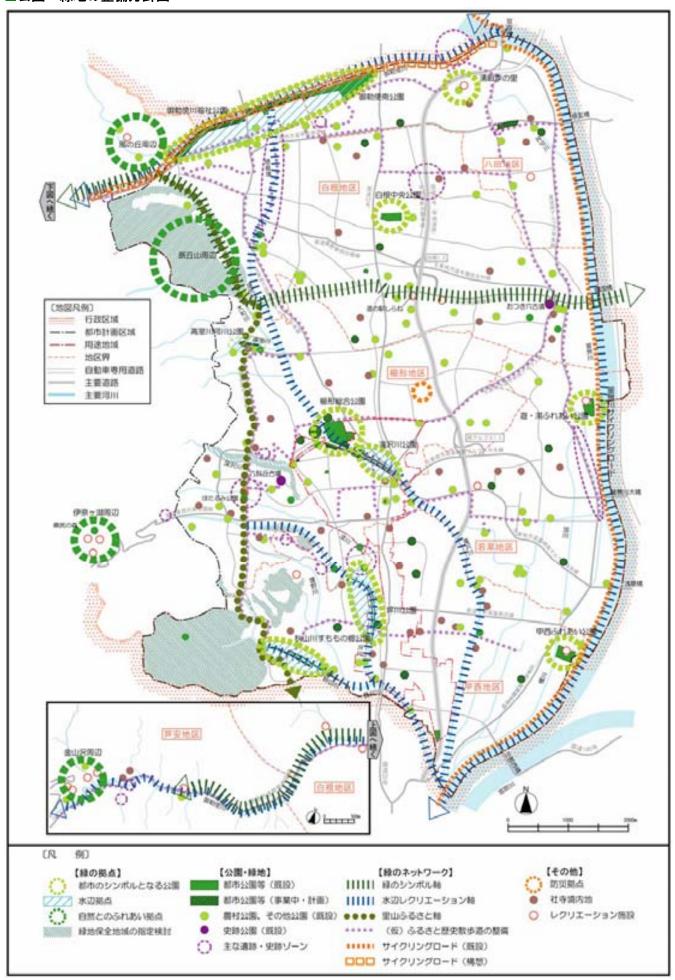
●ワークショップによる管理運営計画づくり ・幕張海浜公園 [千葉県千葉市]







■公園・緑地の整備方針図



3. 緑化推進計画

花と緑の彩りあるまちなみを創ります

基本的な考え方

市内では、地域住民やボランティア、小中学校の児童生徒などを中心に植樹や花植えなどの緑化活動が活発に行われ、工業団地でも企業がオープンガーデンを実施しています。

今後は、こうした草の根の市民活動の芽を伸ばし、行政と市民・企業が力を合わせて、緑化を推進し、緑と花に包まれたうるおいと彩りあるまちづくりを目指します。

多くの市民に利用され、地域の顔となっている市役所などの行政施設や文化施設、福祉施設、スポーツ施設、学校、公民館などの公共施設、アルプス通りや滝沢川・秋山川など地域の骨格を形成する主要な道路や河川などは、良好なまちなみ景観の形成、緑豊かなうるおいあるまちづくりを促進するため、地域の特性に応じた特色ある緑化を進めます。

また、住宅地や商業地、工業団地などの民有地については、市民や企業等の理解と協力を得ながら、 生け垣や前庭など、道路に接する部分を中心に緑化の推進を図るとともに、一部の企業が実施してい るオープンガーデンの普及も図ります。

緑化にあたっては、自然の植生を活かすなど、地域との協働による特色ある樹種の選定を検討するとともに、市民との協働により適切な維持管理を進めていきます。

また、市民参加による緑化の推進を図るため、各地区にモデルとなる緑化重点地区を設定します。

主な施策

- (1)緑化により特色ある緑の回廊を削る
- ●道路の緑化
- ●河川の緑化
- (2) まちや地域の拠点となる施設の緑化を進める
- ●学校の緑化
- ●主要な公共公益施設の緑化
- ●商店街等の緑化
- (3)住宅や工場の緑化を進める
- ●住宅地の緑化
- ●工場・事業所等の緑化
- ●まちかど広場の緑化(オープンガーデンなど)
- (4)地域の景観や環境に配慮した緑化を進める
- ●地域景観と調和した緑化
- ●緑のリサイクルの推進
- ●落ち葉の清掃活動の促進
- (5)緑化重点地区を設定し、緑 化を進める

<緑化重点地区>

- ●八田地区(八田支所周辺)
- ●白根地区(白根支所周辺、道の駅周辺)
- ●芦安地区(芦安支所周辺)
- ●若草地区(若草支所周辺)
- ●櫛形地区(市役所周辺、滝沢川公園周辺)
- ●甲西地区(甲西支所周辺、秋山川すももの郷公園周辺)

(1)緑化により特色ある緑の回廊を創る

① 道路の緑化

アルプス通りや甲西バイパスなどの幹線道路や主要な市道を中心に街路樹による緑化が進められていますが、まだまだ全体的には道路の緑が少ない印象があります。

緑化可能な幅員をもつ都市計画道路等の幹線道路 や主要な生活道路の整備に併せ、街路樹等の道路緑化 を促進します。



○アルプス通りの街路樹



○櫛形スポーツ公園通りの街路樹



○小笠原中央通りの街路樹



○桜橋通りの街路樹

② 河川の緑化

滝沢川や徳島堰沿い、憩いの桜通りなどの特色のある桜並木がみられますが、その他の河川や水路においても、今後の改修に併せ、未利用地や残地を活用した緑化に努めます。



○憩いの桜通りの桜並木



_____ ○徳島堰の桜並木



○河川沿いの緑

(2) まちや地域の拠点となる施設の緑化を進める

① 学校の緑化

櫛形西小学校、芦安中学校および芦安小学校などでは学校林をもっており、児童による手入れが行われています。また、市内の一部の小学校で組織されている「緑の少年少女隊」により、学校敷地の花木の植え付け、植樹、自然体験等の環境学習など、学校単位で緑化活動が行われています。

今後とも、こうした学校ぐるみの児童・生徒によ る活動の輪をより一層広げていきます。



○学校林

② 主要な公共公益施設の緑化

公園では、櫛形総合公園など主要な都市公園については、比較的緑化されていますが、それ以外の小規模な公園については、緑化されていないところも多くみられます。

今後は、秋山川すももの郷公園など拡充が進められている公園や新たに整備する公園の緑化を重点的に進めるとともに、農村公園や児童遊園等については、市民参加による植樹や花植えなどの緑化を推進します。

多くの市民が利用する市役所、支所をはじめ、文化施設、道の駅などの交流施設、社会福祉施設などの公益施設についても、まちなみ景観の向上を図るため、市民参加による緑化活動の促進を図り、不足している施設の緑化に努めます。



○南アルプス市役所



〇桃源郷文化会館

③ 商店街等の緑化

市民が利用する商店街等についても、まちなみ景観の向上を図るため、地域の協力を得ながら、プランターやまちかど花壇の設置などを促進します。



○商店街の花壇

(3)住宅や工場の緑化を進める

① 住宅地の緑化

住宅地や集落地では、屋敷林や生け垣など比較的緑化されているところもありますが、市街地周辺では全体的に緑が少ないのが現状です。

このため、すでに実施している生け垣の助成制度(「南アルプス市花壇・生け垣推進に関する補助金交付要綱」)や苗木の配布事業の普及促進を図るとともに、市民から提案のあった「緑化奨励制度(樹木三本制度)」等の新たな緑化推進方策の検討を図り、住宅地の緑化の促進に努めます。



○市内住宅地の緑化(屋敷林)



〇市内住宅地の緑化(生け垣など)



〇市内住宅地の緑化(生け垣など)

② 工場・事業所等の緑化

甲西工業団地では、立地する企業が自主的に花植えなどの緑化活動を行い、一部の企業はオープンガーデンとして市民に公開しています。

既存および今後立地する大規模な工場や事業所については、 敷地境界部や敷地内緑化を促進するとともに、事業者の協力 を得ながらこうした活動の輪を広げていきます。



〇甲西工業団地のバラ園

(③) まちかど広場の緑化

まちや里を歩いていると、古木や特色ある樹木、草花 などを目にし、ホッと心休まる場所があります。

市民参加により、市街地や集落地のまちかどや小広場などに特色ある樹木や草花を植えたり、オープンガーデンの普及により、地域の小さな緑の名所となる心和む緑の空間づくりを促進します。

*オープンガーデンについては67ページ参照



○門前の畑地の花植え

(4)地域の景観や環境に配慮した緑化を進める

① 地域景観と調和した緑化

市内の各地域は、特有の異なる景観を有しています。これらの地域固有の景観と調和した緑化を進めるため、道路や河川、公園緑地、学校等の施設緑化にあたっては、既存の緑への外来種による影響や鳥や生き物の生息環境(ビオトープ)、季節感などの十分配慮するとともに、地域景観に即した樹種の選定、植栽方法等を検討し、地域に親しまれる緑化を進めます。



○道路と連続した花壇

② 緑のリサイクルの推進

樹木の徒長枝などの剪定枝の チップ化、落ち葉の堆肥化、不要 樹木のリサイクルなど、環境に配 慮した緑化を推進します。

事例

) 剪定枝のチップ化 細かく砕かれたチップが、公園の 敷き材や堆肥材料などに利用され、 再び大地に返されます



③ 落ち葉の清掃活動の促進

住宅地に近接した公園や道路の落ち葉については、現在 市がシルバー人材センターに委託して活動を行っています が、今後も、市民参加により落ち葉などの清掃活動を促進 します。



○市民による清掃活動

(5)緑化重点地区を設定し、緑化を進める

重点的に緑化を進めるべき「緑化重点地区」を次のような考え方に基づいて設定し、市民との協働により具体的な緑化プランの検討や緑化の推進を図っていきます。

*緑化重点地区の整備方向については、第5章地区別緑のプランを参照

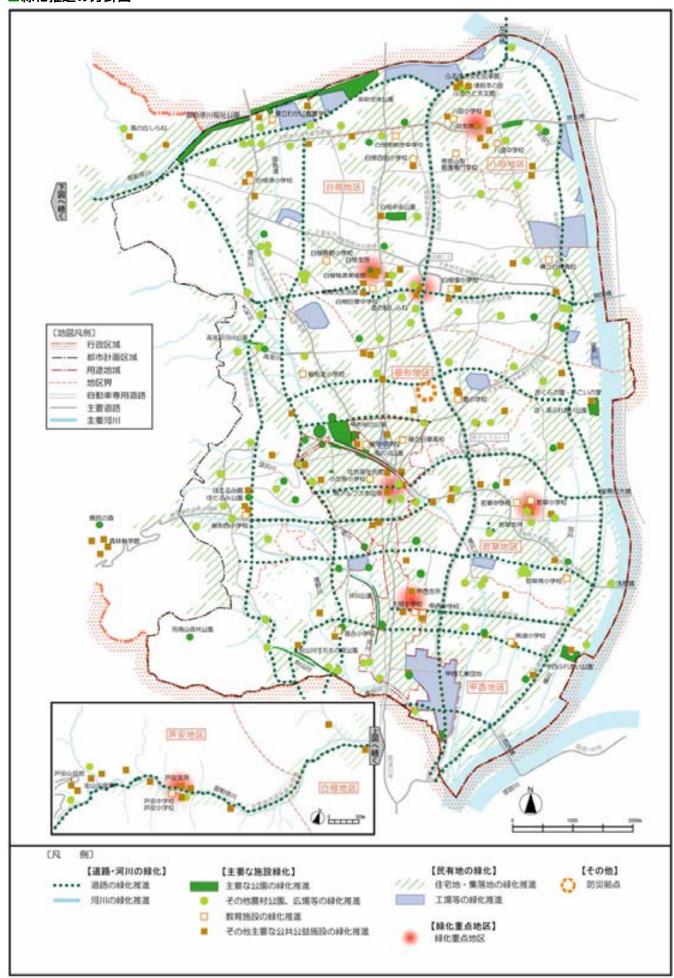
<緑化重点地区の考え方>

- ①地域の中心的な地区またはシンボル的な地区であること
- ②緑が少ない地区であり、積極的に緑化が望まれる地区
- ③公園整備やまちづくりが予定されており、緑化によって高い効果が期待できる地区 など

<緑化重点地区>

- ●八田地区(八田支所周辺)
- ●白根地区(白根支所周辺および道の駅周辺)
- ●芦安地区(芦安支所周辺)
- ●若草地区(若草支所周辺)
- 櫛形地区(市役所周辺および滝沢川公園周辺)
- ●甲西地区(甲西支所周辺および秋山川すももの郷公園周辺)

■緑化推進の方針図



4. 協働による緑の行動計画

市民・企業・行政の協働により、縁を守り・育てていきます

基本的な考え方

緑の将来像に掲げた「未来の子どもたちに伝える花と緑のふるさとづくり」を実現していくためには、市民・企業・行政など、みんなが力を合わせてふるさとの自然や緑を守り、育てていこうとする 意識を持つことが大切です。

市内では、「さくらを育てる会 2001」などの各種市民団体やボランティア活動、市内小学校を中心とした「緑の少年少女隊」や住民自治会などによる植樹や花植え、樹木や草花の維持管理など、緑化に関する多様な市民活動が行われています。

今後は、こうした市民活動を一層発展させるとともに、緑の普及・啓発活動や子どもたちを交えた「緑の環境教育」を積極的に進めます。

また、市民・企業・行政による緑のまちづくりを進めていくため、支援制度等の仕組みの充実、市 民活動のネットワーク化、行政窓口の充実などを進めます。

なお、市民からの提案をもとに、「多様な市民活動のネットワーク化と核となる場づくり」、「緑の環境教育の推進」を当面の重点プランとして第6章に掲げています。

主な施策

- (1)市民の自主的な緑化・緑の 保全活動を一層発展させる
- ●市民参加による緑化・緑の保全、維持管理活動の促進
- ●オープンガーデンの普及
- ●牛け垣の普及
- ●緑に関する住民ルールづくりの推進
- (2)緑の普及・啓発活動を進める
- ●環境教育の推進
- ●緑化イベントの開催
- ●苗木や草花の配布事業
- ●緑に関する PR 活動の推進 (緑の基本計画のパンフレットの作成、緑のガイドブックの作成、緑専用ホームページの開設)
- ●市の木、地域の木などの検討
- ●新たな啓発・交流活動の取り組みの検討 (グラウンドワーク、水辺の楽校プロジェクト、フィルムコ ミッション、グリーンツーリズム等の農山村交流)
- (3)緑を守り・育てる仕組みを 充実させる
- ●緑に関する条例化の検討
 - ~「(仮称) 南アルプス市緑のまちづくり条例」の検討
- ●市民活動の窓口・連絡体制づくり
 - ~「(仮称) 南アルプス市みどりの市民ネットワーク」と 「(仮称) みどりのサポートセンター」の創設
- ●市の緑の相談窓口の設置と庁内体制の充実
- ●人材の活用と育成
- ●緑に関する新たな制度の検討 (緑化奨励制度(樹木三本制度)、緑の市民管理制度、緑化表 彰制度、グリーンバンク制度)
- ●市民活動への助成・支援策の検討

(1) 市民の自主的な緑化・緑の保全活動を一層発展させる

① 市民参加による緑化・緑の保全、維持管理活動の促進

市内では、「さくらを育てる会 2001」や「アヤメを育てる会」などの市民団体、ボランティアサークル、小学校単位で組織化された「緑の少年少女隊」、甲西バイパスの緑化を行っている「ボランティアサポート」、また、社会福祉協議会や自治会など、実に様々な人々が植樹や花植え、街路樹の管理、清掃などの活動に関わっています。

今後は、こうした市民活動の芽を育てるとともに、相互のネットワーク化を図り、公共施設を中心とした植樹活動、花植えやまちかど花壇づくり、街路樹等の手入れや下草刈り、ホタルなど貴重な動植物の生息地の保存活動、森のクズバ退治など、市民の自主的な緑化・緑の保全活動の一層の発展を促進していきます。



Oさくらを育てる会 2001 の活動風景



○緑の少年少女隊の活動風景

② オープンガーデンの普及

甲西工業団地では、立地する企業が自主的に植えたバラ園などをオープンガーデンとして市民に公開しています。住宅地や集落地についても、おもてなしの緑として個人の庭を市民に開放するとともに、ガーデニングについて楽しむオープンガーデン制度について、導入を検討します。



事 例



●オープンガーデン

・個人の庭を公開し、住民自らが楽しみながら来訪者へ の歓迎の気持ちを表しています [長野県小布施町]



○道路沿いに花を配したオープンガーデン



○開放的なつくりで緑を見せているオープン ガーデン

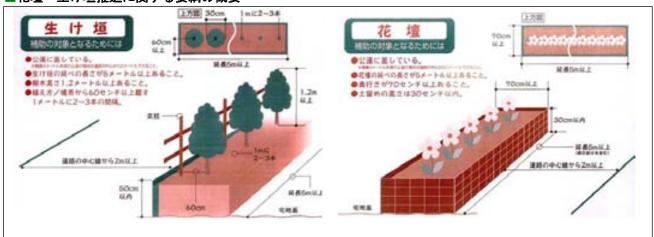
●オープンガーデン制度:

ガーデニングの先進国イギリスで、70年ほど前から個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放する活動です。

③ 生け垣の普及

本市には、生け垣化に関する市の助成制度(「南アルプス市花壇・生け垣推進に関する補助金交付要綱」)があります。今後とも制度のPR・普及を推進します。

■花壇・生け垣推進に関する要綱の概要



花壇生け垣推進事業		補助対象基本額	補助率	補助限度額
花壇の新設	花壇整備費	m当たり 12,000円	2/3	240,000円
生け垣の新設	植栽樹木費	m当たり 9,000 円	2/3	180,000円
支柱の購入	支柱の購入費	m当たり 3,000 円	2/3	60,000円
ブロック塀等	取り壊し費	㎡当たり 9,000 円	2/3	180,000円

(④) 緑に関する住民ルールづくりの推進

住宅地等の緑化を推進する手だての一つである都市計画 法に基づく「地区計画」、都市緑地法に基づく「緑地協定」、 住民で任意に定める「緑の協定」などを活用し、緑に関す る住民ルールづくりの推進を図ります。



○伝統を伝える緑豊かな住宅地



○地区計画が定められている柿平地区の家並み

(2)緑の普及・啓発活動を進める

① 環境教育の推進

本市では、小中学校を中心に様々な環境学習の取り組みが行われています。

本計画の将来像に掲げた「未来の子どもたちに伝える 花と緑のふるさとづくり」を実現していくためには、未 来の子どもたちや今を生きる大人たちが、緑や自然の大 切さを理解し、豊かな感性を育んでいく「環境教育」の 推進が最も重要であるという認識に立ち、小中学校との 連携や生涯学習の活用などによる全市的な環境教育の取 り組みを推進します。

本計画では、「環境教育の推進」を重点プランとして位置付け、第6章で詳しく施策の方向を示しています。



〇ヒノキの森プロジェクト(くしがた山自然学校)

② 緑化イベントの開催

本市では、山梨県と共同主催する「県民緑化まつり」など 各種緑化イベントを毎年実施していますが、引き続きイベン トの充実を図るとともに、緑化コンクールなど市民が主体と なった緑化イベントの開催を促進します。



○緑化イベント

③ 苗木や草花の配布事業

市では、緑の募金((社) 山梨県緑化推進機構)の還付金により、毎年地区や市の緑化イベントで苗木の配布が行われ、地区住民やボランティアにより、公園や地区施設などに植樹されています。

苗木や草花の配布事業は引き続き実施していくとともに、 事業の充実に努めます。



〇市民による花植え

④ 緑に関するPR活動の推進

市民の緑や自然に関する理解を深め、市民参加による緑化・緑の保全活動への関心を促すため、次のような PR 活動を推進します。

〈例〉

- ●緑の基本計画のパンフレットの作成
- ●緑のガイドブックの作成

(緑のマップと紹介、公園の利用案内、緑化の手引き、市民活動団体の案内、市の相談窓口など)

●緑専用ホームページの開設(上記概要の案内など)

⑤ 市の木、地域の木などの検討

緑に対する関心や地域への愛着を高めるため、「市の木、市の花、市の鳥」や「地域の木、地域の花」 などを市民から募集するなどの検討を進めます。

⑥ 新たな啓発・交流活動の取り組みの検討

全国各地で緑の啓発、普及に効果をあげている次のような新しい取り組みについて検討し、促進に努め ます。

グラウンドワーク

「グラウンドワーク」とは、地域住民と企業、行政が連携しながら緑地の保全や公園緑地づくり、施 設緑化などを行う地域の身近な環境改善活動で、全国の地方都市でいくつか試みられ、一定の効果を上 げていることから、本市においてもその活用に向けて検討します。

事 例

「特定非営利活動法人グラウンドワーク三島」は、日本で最初に 英国のグラウンドワーク手法を導入しました。富士山からの湧水が 減少して環境悪化が進行した「水の都・三島」の水辺自然環境の再 生と改善を目的として、市内8つの市民団体が中心となり、三島市 や企業の協力のもと、1992年9月に事業をスタートし、199 9年10月14日にNPO法人格を取得しました。現在では20の 市民団体が関わっています。

現在までに、ゴミ捨て場化した川の再生、絶滅した水中花ミシマ バイカモの復活、古井戸・水神さん・湧水池の再生、ホタルの里づ くりなど、市内30ヶ所で具体的な実践活動を展開して、パートナ ーシップの有益性を実証しています。



○宮さんの川・ホタルの里



○環境教育-三島・鎮守の森探検隊・



〇再生された現在の源兵衛川



〇川の模型を前にしてのワークショップ



○花植え



○河川清掃



Oプランターづくり



○親子でのワークショップ

水辺の楽校プロジェクト

「水辺の楽校プロジェクト」とは、河川の水辺が子どもたちにとって身近な環境学習や自然体験の場となるよう、安全な水辺空間の整備と地域ぐるみの維持管理を目的とした国の支援制度で、環境学習や自然体験活動を支援する「子どもの水辺再発見プロジェクト」と併せて活用を検討します。

A.

事 例

▶「水辺の楽校プロジェクト」

子どもたちにとって河川が身近な自然体験の場となるように、安全な水辺の整備と地域ぐるみでこれを維持管理できる環境づくりを行うことを目的として実施している制度です。平成17年現在、全国で244カ所が登録されています。(国土交通省河川局)

●「子どもの水辺再発見プロジェクト」

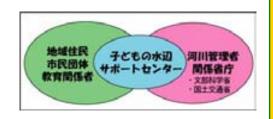
国土交通省、文部科学省、環境省が連携して、市民団体、 教育関係者、河川管理者等が一体となって、水辺での自然体 験活動を推進するために、平成 11 年度から取り組んでいる 制度です。

(財)河川環境管理財団内に「子どもの水辺サポートセンター」が設置され、ここでは、安全な水辺での活動をサポートする人材の紹介や資材(ライフジャケット等)の貸し出し、学校の先生方を対象とした環境学習プログラムの実施などを行っています。

また、小・中・高校の「総合的な学習の時間」における川を活かした活動に対しての助成制度が設けられています。



〇環境学習



フィルムコミッション

映画やテレビドラマのロケーション(野外撮影)で、市内の優れた自然や美しい農村景観を紹介することは、観光PR、市民のふるさとの自然や緑に対する意識や愛着を高める上で大きな効果が期待されます。

現在、実施されている「山梨フィルムコミッション」との連携を図り ながら、本市でもフィルムコミッションの活用を図ります。 ●フィルムコミッション: 映画やテレビドラマのロケーション(野外撮影)を地元に誘致し、スムーズに撮影ができるよう行政や市民が支援する活動です。

グリーンツーリズム等の農山村交流

豊かな自然、美しい農村景観、本市の緑で重要な役割を 果たしている農の緑(樹園、水田、農産物等)の良さを広 く市民や首都圏の都市住民に知ってもらい、農山村地域の 活性化を促すため、次のような啓発・交流活動の検討、促 進を図ります。

●グリーンツーリズム:

都市と農村の交流活動の一つで、首都圏などの都市住民が農山村に滞在し、豊かな自然と風景、地域の歴史や文化、生活、農業などにふれあい、都市住民との交流により地域の活性化を図ろうとする活動です。

〈例〉

- ●市民農園や農産物直売所などでの交流イベントの実施
- ●小中学校での農業体験や農家体験
- ●首都圏の都市住民を対象とした山村留学、 自然大学、田舎暮らしの斡旋、グリーンツ ーリズムの推進など





○「南アルプス・ファーム・フィールド・トリップ」に よるグリーンツーリズムの活動

(3) 緑を守り・育てる仕組みを充実させる

① 緑に関する条例化の検討

「(仮称)南アルプス市緑のまちづくり条例」の検討

緑の将来像を実現するには「市 民・企業・行政などの協働による 緑のまちづくり」を円滑に推進し ていくことが必要です。そのため、 緑化基準や緑化への助成、市民活 動への支援など、基本となる事項 を定めた「(仮称)南アルプス市緑 のまちづくり条例」の検討を図り ます。

事例

●緑のまちづくり条例の事例 [甲斐市]

【甲斐市緑のまちづくり条例の構成】

平成17年3月

- 1. 目的
- 2. 定義
- 3. 市長の責務
- 4. 公共施設の緑化(公園、学校、 庁舎等)
- 5. 民間施設の緑化
- 6. 花と緑のまちづくり運動
 - ●公共施設、地域、住宅、事業 <別表> 所等緑化の実践 ●公共
 - ●花苗及び苗木等の配布

- ●緑化に関する技術指導及び知識 の普及
- ●その他市長が特に必要と認め る事業
- 7. 緑化に関する助成等 (緑化を推進する個人又は団体等)
- 8. 委任
 - ●公共施設の緑化に関する基準
 - ●民間施設の緑化に関する基準

② 市民活動の窓口・連絡体制づくり

「(仮称) 南アルプス市みどりの市民ネットワーク」と「(仮称) みどりのサポートセンター」の創設

市内では、市民団体やボランティア、企業、自治会や市民サークル、個人による公共施設の緑化や緑の管理など、様々な活動が行われています。現在、誰がどこでどのような活動をしているのかあまり知られておらず、相互のつながりが薄いのが現状です。

こうした市民活動の輪を育てていくため、これらの活動を結びつける「(仮称) 南アルプス市みどりの市民ネットワーク」と、その核となり多様な活動の連絡窓口として機能する「(仮称) みどりのサポートセンター」の創設を図ります。

*詳細は第6章を参照下さい

③ 市の緑の相談窓口の設置と庁内体制の充実

本市は合併したばかりで、緑に関する体制が充分ではありません。今後は、緑に関する市民窓口の設置や庁内体制のより一層の充実を図ります。



○緑の相談窓口の風景(千葉県)

④ 人材の活用と育成

緑の保全・育成や緑化の推進を図るためには、自然や緑に関して幅 広い知識や技術が必要です。市内に在住する自然や動植物、農業や園 芸、ガーデニングに詳しい緑の専門家の登録制度を設置するとともに、 これらの人材を活用して「みどりの指導員」や「森林インストラクタ ー」などのリーダの育成を図ります。



〇みどりのインストラクター (南アルプスの源流を守る会)

⑤ 緑に関する新たな制度の検討

緑化や緑の管理などの市民活動を促進するため、次のような新たな制度の創設を検討します。

●緑化奨励制度(樹木三本制度)

かつて、白根地区などではカリンなどの記念樹の配布を行い、それを育み成長したものが地区の木としての緑の特色となっていました。

市民懇談会では、若い世代が結婚し、新たに家を建てる場合など、地域が協力して各戸に樹木を3本以上植え、育てていこうという「樹木三本制度」の提案がありましたが、こうした本市ならではの特色ある「緑化奨励制度」を検討します。

●緑の市民管理制度

公園や道路、公共施設の緑化や緑の維持管理など、幅広い市民参加が可能となるような制度について検討します。

●緑化表彰制度

緑化に取り組む市民のさらなる意識の醸成を促すため、まちかど花壇や美しい庭づくり、緑の保全活動を積極的に行っている個人、市民団体・市民サークル、企業等に表彰を行う制度を検討します。

●グリーンバンク制度

植物のリサイクル推進の観点から、公共施設や一般の住宅で不要となった樹木や草花を他に斡旋・紹介する制度について検討します。

⑥ 市民活動への助成・支援策の検討

公園や道路、公共施設の植樹、花植え、緑の維持管理、緑の保全運動、市民主体の各種イベントの開催、子どもたちや大人の環境教育など、多様な市民活動に対して、技術的・人的支援をはじめ、新たな緑化基金制度の創設も含めた助成策を検討します。



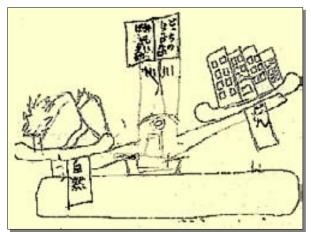
○花植え活動



○県民緑化まつり



○緑の維持管理



●芦安小学校



●櫛形北小学校



●若草南小学校

掲載の絵は、「小学生アンケート調査」(平成 17年 11月~18年1月実施/市内全小学校5年生対象)で、自由記入に描いてくれた子どもたちの絵から抜粋しました。